

広聴特別委員会記録

令和4年2月9日

【開催日】 令和4年2月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後3時38分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	岡山明
委員	中島好人	委員	長谷川知司
委員	古豊和恵	委員	松尾数則
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	庶務調査係長	田中洋子
-------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 議会報告会について
- 2 モニター制度について

午後2時 開会

矢田松夫委員長 皆様御苦勞様です。それでは、ただいまから広聴特別委員会を開催いたします。本日の付議事項は、お手元にありますように、一つ目は議会報告会について、二つ目はモニター制度についてです。最初に議会報告会について、これまでの議論の中では市民を集めないことを前提に議会報告会の代替措置を実施してみてもどうかという声が多くありました。その中の手法の一つがY o u T u b e等を利用して市民に訴えていくというものでした。これについてももう少し煮詰めていきたいんですが、市民を集めない手法を除いて、皆様方の御意見を頂きたいと思えます。

松尾数則委員 会派の中で話し合いました。Z o o mで行うという発言もしたんですが、一般市民にそこまで求めるのは難しいんじゃないかという話になりました。そこで吉永委員から意見がありました動画を流すという方法がベストであるという意見になりました。

長谷川知司委員 松尾委員が言われたようにY o u T u b eで行うのも一つの方法だと思いますので、是非やってみたいと思います。

吉永美子委員 前回申し上げましたが、事務局にZ o o mで議会報告会を行っているところを調べていただいて、そこにお話を聞くと、Z o o mでは参加者数が少ないというところでした。そのため、委員長報告をY o u T u b eなど動画を使って行い、それをホームページに掲載して、それに対しての市民からの意見を聞く形で行ったというお話があったことを御報告しました。その方法が現実的であると思っています。しかし、これからのことを考えると、Z o o mだったらどうなのかということを広聴特別委員会の中で一度挑戦すべきではないかと思っています。先日の事務局からのお話でZ o o mでは難しいところもあると分かったので、いきなり市民を対象として行うのではなく、試験的にZ o o mの利用を検討する価値があるのではないかと思います。現在の状況で市民を対象にして行うとなると、Y o u T u b eで報告して、それに対して意見を頂くというのが現実的だと思っています。前回申し上げたとおりです。

岡山明副委員長 議会報告会は2年間開催されていない状況であり、急にY o u T u b eやウェブ会議に形を変えるのは時期尚早であると思っています。やはり感染予防をしっかりと行った上で、どこかの会場で開催するほうがいいんじゃないかと思っています。議員や参加者の感染防止を最優先に考えて行う報告会も一つの手段であると思っています。

中島好人委員 これから先はどうか分からないですが、準備は早めに行なえばいけないので、もう行う方向で準備して、状況が変わればそこで

判断する必要があるだろうと思います。準備しないのは余り感心しません。

矢田松夫委員長 議会側の感染防止対策を先にやるべきだという岡山副委員長の意見がよく分からなかったので、説明してください。

岡山明副委員長 議員や参加される市民への感染予防対策を行うことは当然だと思います。感染予防については万全の体制の下、議会報告会を行えるようするべきだと思います。議員と参加される住民の方々、両方の感染予防対策が必要です。

矢田松夫委員長 議会報告会で感染が拡大してはいけないので議会報告会はやめますと。その代替措置としてY o u t u b e等で流すということをお話しているんですが、それが市民に感染することにつながるんですか。

岡山明副委員長 オミクロン株があり、感染者数も過去最多という状況で感染予防を考えてウェブを使うというお話だと思います。しかし、感染が収まったときのことも考えると、今すぐウェブ会議と決めずに、感染予防の体制を整えた上で次回の議会報告会を行う準備をして、極力顔を合わせる形で開催するほうが良いと思うんです。

吉永美子委員 集まっていたいて、顔を見て行えるのが一番だというのは当然です。しかし、その場合はこれまでの小さい島を幾つか作って行っていた、カフェ形式はまず不可能だと思います。やはり顔を見てお話ししたほうが良いということでカフェ形式に変わったんです。今集まって行くとするとその前のスクール形式、議員が前に出て説明する形にせざるを得ないでしょう。では、参加者数は具体的に何人までという人数をどう決めるのかなどは、これからどうなるか分からない中で今日、明日で決められることではありません。中島委員が言われたように、その準備をしていくのはとても大事だと思います。また、ウェブ会議と言われま

したが、私たちがお話しているのは一方的に報告する形で、それを見て意見を頂くというものです。Y o u T u b e でウェブ会議形式をするとZ o o m と変わらなくなるのでなかなか難しいだろうということです。現実的に考えると、一方的にはなりますが「こういうことがありました」と動画で報告して、それを見ていただいての御意見を頂くという形を進めてはどうかと言っているんです。

岡山明副委員長　そういうことであれば、議会報告会の形をスクール形式に戻せばいいと思います。そうすればY o u T u b e などを使わなくても、全く同じことじゃないですか。ただ映像で出すか、実際に理科大、議場など会場を使うかというだけの違いだと思うんです。ですから、まだウェブを使う必要がないと思います。

吉永美子委員　要は市民に来ていただくか、来ていただかないかが重要なんです。集まっていただくとなると、人数をどうするのか、とても広いところを確保して、換気をしてなど、きちんと考えておかないと市民は不安になります。それらをクリアした上で集まっていただくことを考えていけないといけないので、スクール形式に戻すから変わらないということではありません。そもそも集まらないようにするにはどうしたらいいかを最初に考えるべきじゃないかと思います。これから先、新型コロナがいつ終息するかがはっきり分かっているならいいけど、それが全く見えない状況です。そのため、市民が危険を感じるような方法を考えるべきじゃないかということで動画を通して行ったらどうかと申し上げているところなんです。

矢田松夫委員長　委員長が発言し過ぎるという声があり、私はできるだけを言いたくないので、皆様方の御意見を頂きたいんですが……。もう議論は市民を集めない方向で議会報告会の代替措置を考え、前に進めていくというのが主流だったんですが、副委員長から異論が出ましたので、もう少し皆様方の御意見を頂きたいと思います。

松尾数則委員 委員長が言われるように、もうこれについて決着していると思うんです。中島委員が言われるように、3月議会に向けてどのように動いていくかの方針を決めて、その方向で動くべきだと思います。

岡山明副委員長 前は時間もなかったもので、市民を集めない方向で進みましたが、今回は時間があったので意見を言いました。もう皆様は前回の意見でまとめた市民を集めない形で、今言われた動画配信の形で進めるということでもいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

矢田松夫委員長 そういうことで、感染が拡大の一途という大変厳しい状況であり、市民を集めての報告会は大変支障があるので、市民を集めない形で議会報告会をしていきたいと思います。手法としてはY o u T u b eで行う、各常任委員長が行うかなどの手法は今から決めていきますが、それが一つの手段です。今後はY o u T u b e方式について、どのようにするのか、例えば3常任委員会の委員長に出ていただくのであれば、それなりの対応もしなくてははいけませんし、津山市議会のものも参考にしたいと思っております。ほかに御意見はないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）おそらく3月議会も議会報告会は中止にせざる得ない方向ですので、これに的を絞っていきたいと思います。次回は具体的にこうするという議論をしていきたいと思います。

高松秀樹議長 議会報告会の一定の方向性が決まったと思います。前回の委員会の中でも出ましたが、議会報告会そのものは年がたつにつれて、機能が二つ出てきたと思います。一つは議会の報告をすることで、これは従来からしています。そして、あるときから報告だけではなく意見交換、意見聴取をしてほしいという話が住民からあったと思います。つまり、二つの機能があって、一つ目の報告については動画配信、Y o u T u b e等でやっていき、これを報告に変えようという話だと思います。そして、意見交換、意見聴取については、前回も若干話が出たようですが、

これはもう一切やらないのか、それとも、アンケート等という話も出ましたが、そういう形で行うのかは決められていたほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 議長から二つの方向性が出ました。もしアンケートを取るならば、広報特別委員会とも連携していかなければいけないと思いますので、これをどうしていくかは今日決めますか。

中島好人委員 私の知っている議会報告会は終わった後にアンケートをお願いしていました。そのときにZ o o mでアンケートをお願いすることもできるんじゃないかと思いました。

矢田松夫委員長 議会側が一方的に流すんです。議長が言うのは、一方的に流すので、市民の声はどう拾うのかと一石を投げられたんです。

吉永美子委員 先ほど申し上げましたが、動画を見ていただいて、意見を頂くと申し上げたつもりです。インターネットを使われている市民じゃないとできないことではあるんですが、ページにアンケート用紙を張り付けて、御意見があればメールなりファクスなりで送っていただくというやり方はどうでしょうか。

松尾数則委員 広報特別委員会がアンケートを取ると決まったと聞きました。そのアンケートは、動画を見てから意見を述べることにに対するアンケートではなく、議会運営全般についてのアンケートだと思います。それに上乗せする形で広聴特別委員会も市民全体からアンケートを取る。以前、10年、20年前にも取りましたが、そういう形でアンケートを取るのがベターではないかと思います。

吉永美子委員 議会報告会の代替としてどうするかアンケートなので、これまで議会報告会后にアンケートを取っていて、カフェ形式にしたときはその場の意見もあったんですが、そのアンケート中にその他の部分とし

て入れることは可能です。そこで議会報告会の代替としての動画配信に関するアンケートを取るのはいかがでしょうか。

矢田松夫委員長 吉永委員が言われたのはそのとおりだと思います。もし広報特別委員会がアンケートを取るのであれば、その中に広聴特別委員会のものも入れてもらうとか、広報特別委員長と話をしてみます。アンケートをするという方向性は決まっているみたいなので、どのようにしていくかは話してみましよう。今日の方向性としては、Y o u T u b e 等で配信していくということを決定したいと思いますがいいですか。

長谷川知司委員 議会報告会の意見をどう聞くかは報告会ごとに意見を聞かなければいけないわけです。広報特別委員会が出すアンケートは定例会ごとじゃなく、1回だけですよね。やはり意見を聞くのであれば、吉永委員が言われたようにY o u T u b e の中でアンケートをくださいとしたほうが現実的じゃないかと思います。広報特別委員会がアンケートをしないのに、広聴特別委員会だけが定例会ごとにアンケートをするのはおかしいですから。

松尾数則委員 インターネットが使える環境じゃないとアンケートに答えられないという状況であれば、Z o o m なども使えるんじゃないかと思いません。

島津議会事務局次長 Y o u T u b e 上で報告動画を流すということで、どのようにアンケートを載せるかということもあるんですが、山陽小野田市のホームページ上ではアンケートを取ることはできません。Y o u T u b e に移動するところにアンケート用紙を張り付けることは可能であると思います。

長谷川知司委員 Y o u T u b e を見る人はインターネットで見る人ですから、それ以外の人に対してどうするのかについては、報告の動画自体も見ら

れていないので、アンケートも出しにくいんじゃないかと思います。コロナ禍では特別にインターネット上だけにして、コロナが収まってから議会報告会を開いたときには今までどおりのアンケートをすればいいんじゃないかと思います。

矢田松夫委員長 ほかにはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次回は具体的に詰めていきます。それでは2時35まで休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

矢田松夫委員長 それでは休憩を解きまして、会議を再開します。付議事項の二つ目、モニター制度についてはこれまでいろいろな議論をしてきましたし、一定の方向性が出ましたが、もう少し皆様方から御意見を頂きたいと思います。今日の主な議論は、意見交換会をどのようにしていくのかについて、定員の10名程度について、募集方法、公募の中に個人公募と団体公募があり、両方とも継続していくと決まりましたので、これについてです。それから、第9条のモニター意見を広聴特別委員会に送付する方法について、また、同条第2項の送付を受けた意見をどのように対処していくのかについてです。最初に意見交換会についてです。意見交換会は1年に1回開催するように決まっております、年に2回モニターの皆様方で会議をしているということですが、これについて皆さん方から意見を頂きたいと思います。

中島好人委員 吉永前委員長が前期の広聴特別委員会の意見をまとめて、モニター意見も踏まえて申し送られたと思います。前期の広聴特別委員会のメンバーで今期も委員をされているのは吉永委員と長谷川委員のお二人です。ほかの人は初めて広聴特別委員になります。当初は僕と古豊委員

だけが初めてと置いていたけれども、初めての人が多いのであれば、同じ条件で、同じ資料を基にどうあるべきかを協議するべきだと思うんです。そうすると、資料のモニター活動状況だけだと不十分じゃないかと思うんです。内容として僕が知らないものが入っています。モニター設置の目的は設置要綱第1条を見ると、広く市民の意見を聞いて、それを議会でどう反映していくのか、又はどう反映されたのかなんです。「市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。」ということですから、前期の広聴特別委員会の中で市民からどんな意見が出されて、その意見がどのように議会に反映され、改善されてきたのかが一番大事な点じゃないかと思うし、第3条の職務にモニターの職務があります。「本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し」とあるけど、具体的に何人が傍聴したのか。インターネットにより視聴するとあるんだから、何人が視聴したのか。意見交換会の話がありましたが、これまでにどういう意見が出されて、どういう情報交換がされたのか。例えば意見書が18件出ているけれども、その18件の内容はどういうふうに反映されたのか。アンケートが合計で13件あるが、このアンケートの中身はどのようなもので、それをどのように回収し、それがどのように反映されたのかがないと、意見交換会をどうしますかと言われても僕らは全く分かりません。僕は過去のデータや数字がまとめて提出されて初めて討論に参加できるわけです。だけど、それが僕だけじゃない、委員長も副委員長も、松尾委員もそうです。そういう資料を基にして、どうあるべきかが議論されるべきじゃないかと思うんです。今までなんとなくまとめられてきましたが、新人が多いとなると、そういう資料を出してしかるべきじゃないかと思ったんですが、どうでしょう。

矢田松夫委員長 個人公募と団体公募の出席人数は前回示しました。どんな意見が出たかはまとめたものがありますので、これを資料として出しましょう。それから、個人公募と団体公募の出席は団体名と個人名を出しますか。（「知っている人は二人しかいない」と呼ぶ者あり）そうですか。

中島好人委員 前回、団体推薦については継続してよいとの意見が大半であった。大半とは全員ではないので、なぜ継続してよいのかをはっきりさせるとともに、団体推薦から若者が選出される可能性があるのか。それともう一つ、人数は要綱に規定されています。また、第5条に「市議会に関心があり」となっているので、要綱に沿った内容、こちらが望む条件とは何か。充て職みたいに関心から出てきて、何もしないようなら余り意味がない。その辺のデータ、資料は手持ちにないと判断ができない。

矢田松夫委員長 島津次長、まとめたデータがありますよね。最近のものはないけど……。

中島好人委員 併せて言うと、例えば18件の意見が出た中で、もしも未解決のものがあれば、それをしないといけないと思うんです。前期の委員を連れて来いというわけにはいかないですから。議会の信用をなくしてしまうことになるから、市民からより信頼される議会となるためには、そういう積み残された問題はきちんと処理すべきだと、新しい委員で解決することが大事だと思うんです。そのため、18件のアンケート内容はどうだったのか、その一つ一つを解決したのかが大事だと思います。

島津議会事務局次長 モニター意見については、広聴特別委員会で協議し、その回答を全てホームページに載せております。ホームページを見れば、どのような意見が出て、広聴特別委員会がどのような回答を出したかは全て分かるようにしております。お出しした方がよろしければ、時間は掛かりますが印刷して出したいと思います。

矢田松夫委員長 団体と個人の参加、意見の提出、出席状況はまとめたていますので、その二つでいいですか。今まで出された意見とそれに対する回答、それから出欠席状況ですね。

中島好人委員 第3条にモニターの職務として「本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し」と書いてあります。だれが傍聴したのか。傍聴されていなかったら、この会議をインターネットで見られたか。ほかにもあるけど、せめてそのぐらいの数字は把握したほうがいいんじゃないかな。

島津議会事務局次長 どなたが傍聴された、YouTubeを視聴されたなどの統計は取っておりません。特に、視聴はどなたかが見たかを特定することは無理だと思います。本人にも聞いておりませんので、事務局では把握しておりません。

中島好人委員 それを求めるのか、求めないのかがあるんですが、やはりモニターという仕事を引き受けているわけで、モニターの人数も多くないので、きちんと把握して、今後どうしていくのかと。それで新しくモニターになる人にもこういうことが求められていると示さないと、モニター制度が曖昧になってしまうと僕は思うんです。大まかなところはやはり把握していく必要があると。今後も僕らが把握していく必要があるんじゃないかと思います。

岡山明副委員長 今、中島委員が言われたのは、下瀬さんからの要望書としても出てきたんですよ。年間を通じて各モニターから提出された意見や議会傍聴者の資料は何も配布されず、変更された議会モニター制度に関して、広聴特別委員会の総括的な意見も見解も何も明らかにされていません。議会改革の点からしっかりしなさい、議会モニターの制度に関して明確な方向性をしっかり定めなさいという要望書が出ているんです。確かにその辺は確認させてもらいました。

矢田松夫委員長 それでは意見書の内容と、広聴特別委員会がどう対応してきたかを出しますか。

中島好人委員 設置目的にあるように、せっかく出された18件の意見にきち

んと対応するとか、モニター制度に関わって、意見も出した人たちに信頼される議会という意味では、僕らは引き継ぐわけですから、きちんと状況を把握する必要があるんで、前回のうんぬんじゃなく、今回僕らがどう対応していくかはきちんとした内容を持つべきだと思いますから、全部出していただきたい。

吉永美子委員 平成29年度に市議会モニター制度が始まったんですが、それを全部出してくれということなんですね。ホームページで公になっていて、市民も見ることができますので、議員としては自分できちんと目を通すことが大事じゃないかと思うんです。紙をかなり使うようになるのでよく考慮して、出さないといけないものは出すと、現実になかなか把握が難しいということなら分かるんですが、ホームページを見れば全部出ていますので、それは委員個人が見ていただいたほうがよいと思います。紙ももったいないので、そのほうがいいんじゃないかと思うんです。前の4年間のものを全部見るということですよ。

中島好人委員 それがどれだけあって、どれぐらいのページになるかきちんと示してもらいたいと思います。だいたい何ページになるんですか。臆測でばくだいな枚数なんて言っているんですか。

島津議会事務局次長 1年分がおおよそ50ページぐらいになるんじゃないかと思います。

中島好人委員 全部じゃなくても、委員長の判断でこれは広聴特別委員に目を通してもらいたい部分を選別するという方法もあると思います。同じ土俵で議論する必要があると思いますので、必要がないものは印刷しなくてもいいとは思いますが、委員長の判断でお願いします。

矢田松夫委員長 直近の1年間でどういうものが出されたかというのはどうですか。

中島好人委員 それでもいいです。その判断はお任せします。

矢田松夫委員長 私が持っているのは4、5ページくらいのもので、前期の令和3年6月2日の資料なんです。平成30年8月29日から令和2年までのモニターの皆様方の意見と、それに対する回答はあります。あとはホームページを見てください。

中島好人委員 分かりました。

矢田松夫委員長 どの団体が又はどなたがどのように出欠席して、意見を出されたかというものはあとで出します。前回の資料でも出したけど、それは個人公募と団体推薦の皆様方のものは出しましたから、今度は具体的にします。

長谷川知司委員 中島委員が言われる、同じ情報を共有しないと同じ会話ができないというのは大事な事だと思います。資料が出されて、皆様が勉強されますけど、それを読むのには時間は掛かるので、今日資料を渡して、それがすぐ議論するのは困難だと思います。今日はもうここでやめて、資料を配布して、次回、そのことを話すということはどうでしょうか。

矢田松夫委員長 それなら4年間分全部ホームページを見てください。

島津議会事務局次長 そのようにされるのであれば、1年分のデータを皆様に送付しますので、それを見ていただきたいと思います。モニター意見と回答については、1年分を委員の皆様へ送付するという事でどうでしょうか。

矢田松夫委員長 それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは休憩

しまして、今から配りますので……。 （「発言する者あり」） 配らないのですか。中島委員が出してほしいと言いましたから……。 （「発言する者あり」）

吉永美子委員 モニター意見を出していなくても傍聴を一生懸命されたなど活動内容はいろいろあるんです。ですので、意見交換会に出た、アンケートに答えたなど、それぐらいならまだしも、ある人が何件意見を出したなどを公表してしまうと、せっかくモニターになってくださった方々に対して申し訳ないと思うので、個人分の公表はやめていただきたいと思います。 （「発言する者あり」）

松尾数則委員 今言われた内容はホームページに出ているんですね。

島津議会事務局次長 何年前か忘れましたが、モニター意見に名前を付すかどうかは選択制にしており、希望があればお名前を出していますが、出たくないという方は、お名前を出さずにホームページ上に載せております。

矢田松夫委員長 ちょっと待ってください。これには出席と意見書とアンケートと全部出ているんですが、これは氏名を消して出しますか。

長谷川知司委員 委員長が持っている資料は手持ち資料じゃないですか。ホームページにアップされているものですか。

矢田松夫委員長 アップされていないですよ。

長谷川知司委員 手持ち資料を公表するのはやめましょう。

吉永美子委員 まして、この2年間は議会報告会ができない状態でした。先ほど言ったモニターが本会議に来たり、議会報告会に出たりとかの活動自

体も制限されているんですよ。そういう中で誰がどうだったからどうなんだ、先ほど傍聴されたというのは、それなる前に来られた方とかがいるんですよ。見ていたから分かるんですが、一生懸命に活動したけれど、活動自体が見えないことがあるということをお願いしたいんです。だから、お名前自体を出す必要性は全くないと思います。

矢田松夫委員長 それでは、3時15分まで休憩いたします。

午後3時2分 休憩

午後3時15分 再開

矢田松夫委員長 それでは休憩を解いて、委員会を再開します。先ほど、市議会モニターの活動状況についての議論がありまして、少し紛糾しましたので休憩しました。基本的に、公募した個人、団体推薦の方の氏名は既に明らかにしております。それから、この方たちの意見書についても明らかにしております。ただし、どのような活動があったのかについては非公開にしております。件数、あるいは、参加人数については明らかにしておりますが、個別具体的に公開はしておりません。もう一度言いますが、意見書についてはホームページで明らかにしておりますので、そちらを参照していただければと思っております。これが市議会モニターの活動状況のまとめた意見です。先ほど中島委員から「皆と同じテーブルに着くのなら、これまでモニターの皆様方からどんな内容の意見が出されたのかをしっかりと勉強してやっていきたい」ということでありまして、これについてはホームページで明らかにしておりますが、委員にはあえてメールで送信するということがありましたので、これについて皆様方にお諮りします。

中島好人委員 せっかくモニターになっていただいて、議会に提言したり、より理解を深めようと提案したりしているわけですから、モニターの意見

は最大限尊重しなきゃいけないと思っています。モニター会議の中で出た意見を最大限拾い集めて、今後に活かしていくことが非常に大事な点だろうと思うので、そういうことを組み入れていく必要があるんじゃないかと思います。誰がどうだったということまで公開することは議論の対象にならないと思っています。問題は団体推薦の中でその辺りがどうだったのかということところです。個人名は別として、団体の中身はどうだったのかは今後どうするかという議論にもなりますので、そのところはできるだけ資料として出す必要があるんじゃないかと思っております。

矢田松夫委員長 個人公募の場合は別にして、団体推薦で公募があった6団体の団体名は明らかにしていますね。その方たちの活動状況や意見書は別にして、どのような活動をしたのかを明らかにしてほしいと。今後の議論の素材として明らかにすべきだと、こういうふうに中島委員は言われましたが、皆様方どうですか。

長谷川知司委員 団体の方にしろ公募の方にしろ、「あなたの活動状況を公にします」とは最初に言っていないし、そういうことをするのはマナー違反だと思いますので、団体が同意したとかいうことはもう触れないでいいと思います。前回ありましたように、市議会モニター活動状況の表だけで大丈夫じゃないかと思います。

矢田松夫委員長 他の皆様方の意見はどうでしょうか。前回は令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間の意見交換会の出席、意見交換会の委嘱状交付式の出席、意見書やアンケートの提出状況の一覧表を出しました。中島委員は団体を個別に出してほしいということですが、皆様方の御意見はどうですか。

中島好人委員 団体名について、どこの団体がどうであるということは今後の議題の対象になるので、失礼じゃない辺りで妥協します。

矢田松夫委員長 中島委員から同じテーブルに座るならばもう少し過去の意見書を見てから前に進んだほうがいいんじゃないかという意見がありましたが、皆様はどうですか。

長谷川知司委員 あまり私ばかり発言してもいけません、休憩前にも申したように、意見等を読み込むには時間が掛かると思いますので、今日はここで閉会にして、次から中身に入ってはいかがでしょうか。

松尾数則委員 これから決めなきゃいけないことがいろいろあるし閉会はできませんが、今の件は次回に話すということでいかがでしょうか。例えば第3条にある「文書により提出する」というのは厳しすぎるんじゃないかという意見が会派からありました。意見を出すのは、当然必要なことなんですけれど、必ず提出しなければいけないという流れでは、なかなかモニターとして参加してもらえないんじゃないかという意見もありましたし、そういったことや任期のことなど広聴特別委員会の中で決めないといけないことはまだまだあるような気がします。

矢田松夫委員長 松尾委員の意見は中島委員の意見と違って、それはそれとして置いておき、個別具体的な議論に入ってほしいという御意見でしたが、どうですか。意見書の内容については、この1年間どんなものが出ているかを今日以降勉強すると。それとは別に各条文に少し検討の余地があるんじゃないかを議論すべきだという意見でした。松尾委員は第3条について議論の余地があるといわれましたが、これは先ほど中島委員が言われた意見とも関連しますね。仕事が多いから意見書が出なかったんだということも考えられますね。このモニター設置要綱の第3条はどうですか。

吉永美子委員 意見を出さなければならぬとは書いていないです。意見があれば出すわけですから。政策討論会を傍聴したり、議会報告会に参加したりする中で意見があれば出していただくということです。中には、「よ

くやっているから特に異議なし」という方もおられるかもしれないでしょう。今言われるような義務にはなっていないと思います。こういうふうに仕事をお願いしますねということは書いてありますが、意見があれば、提出というふうに捉えてもいいんじゃないでしょうか。提出しなければならないとは書いてないんですよ。

矢田松夫委員長 条例の表現が「提出すること」と書いてあるからドキッとしないかと。

松尾数則委員 条文を読む限りでは、「市議会の活動及び運営に関する意見を文書により提出すること。」と書いてある。出さなければいけないよという話です。矢田委員が言われたように「参加、視聴することを職務とする」などの表現のほうが近いのではないかなと思います。

矢田松夫委員長 随時自分の意見を出すということよりも松尾委員が言うように、……違うでしょうか。

吉永美子委員 前回はその度その度で意見が出されてきましたが、そうではなく、申し送りにありますようにモニターの会議を開いていただいて、まとめて意見を出していただいているかどうかと前期の広聴特別委員会で話が出たんですよ。現実には意見が出るじゃないですか。

古豊和恵委員 市議会モニターの職務と書いてあるから、必ずどこかで議会に参加し、意見を提出すること。第3号にも「市議会の活動及び運営に関する調査に回答すること。市議会との意見交換に出席すること。」とありますので、これは市議会モニターになられた方の義務ではないかと思っています。

吉永美子委員 要はこの委員会で意見がまとまって、モニター会議を開くことを決定すれば、設置要綱に「モニターからの意見についてはモニター会

議を開いて、まとめて出していただく」という文章が入るはずなんです。変更なり追加なりになるので、意見についてはまとめたものが出てくると。前期の広聴特別委員会での申し送りを御覧ください。これまではそれぞれの方がばらばらに出してこられていたので、そうではなくて、詳細はこれから私達がきちんと決めないといけないと思います。モニター会議を開いて、例えば議会報告会に参加したり、インターネットで視聴されたりされたモニターからのいろいろな意見がモニター会議で出されます。そして、それをまとめて広聴特別委員会に頂くという流れにしたらどうかということで申し送りしていますから、意見は提出するということになりますよね。

長谷川知司委員 吉永委員が言われたように、モニター会議で意見を出していただくのであれば、第3条は変わってくると思います。前向きな方向で変えていくというのが、吉永委員の意図であると理解しました。

岡山明副委員長 第9条に提出された意見について規定されています。申し送りの中に随時に意見を受けるのではなく、モニター会議を開いて意見を集約することが書かれていますが、これは第9条部分のことですよ。話を聞いていると第3条の話か第9条の話かが混同されていて曖昧になっていると思ったのですが、その辺はどうですか。

長谷川知司委員 第3条だけではなく、まずやり方を考えて、それによって変えないといけないところを変えていくということです。第3条を一つの例として出したので、第3条部分だけにこだわっているのではありません。

矢田松夫委員長 電子とか文書とかじゃなくて、会議を開催する中でモニターの皆様方の意見を聴取したらどうなのかというまとめでした。それについては、定例会ごと、あるいは、年に何回とかは別にして、基本的議員とモニターが顔を合わせて意見交換する形にするならば、会議を開催

すると。

松尾数則委員 モニター会議の話もありましたが、モニター会議はこれから話し合うんですよね。だから、この要綱はどんどん変えていかなきゃいけないと認識していいんですか。

中島好人委員 確認ですが、モニターからの意見書が18件あります。先ほど岡山副委員長が言われたように、第9条によって市議会モニターから提出され、広聴特別委員会に送付された意見が議会できちんと反映されているのかが分からないんですよ。モニターからの意見でここがこう変わったというのが、今から資料として出されるということなんで、そこを確認してから進めることが大事だと思っています。この要綱はとても大事なので、ここでどうこうしましょうというわけにはいかないと思います。もうちょっと緩くしたほうがいいんじゃないかという意見程度にとどめて、改正等は慎重に行うべきであると思います。

岡山明副委員長 私も同じ意見で、過去のデータをもう一度見直して、確認してから先に進められたらと思います。

矢田松夫委員長 松尾委員や岡山副委員長が言われました第3条と第9条を改正するのであれば、どのように改正していくかを次回の議題にしたいと思います。基本は吉永委員が言われましたように、モニター会議をしていくと。どのように開催していくのかについて、第3条と第9条が非常に重大ですので、そこを次回検討していきたいと思います。それから、中島委員が言われた内容については、メールで送付しますので、次回までにしっかり勉強してくるということです。ほかに何かありますか。

松尾数則委員 人数とか任期とかはもう決まったんですか。

矢田松夫委員長 それは次回です。第3条と第9条が関係していますので、そ

れについても次回議論していくということでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは本日の広聴特別委員会を閉じさせていただきます。御苦勞様でした。

午後 3 時 3 8 分 散会

令和 4 年（2022 年） 2 月 9 日

広聴特別委員長 矢 田 松 夫